

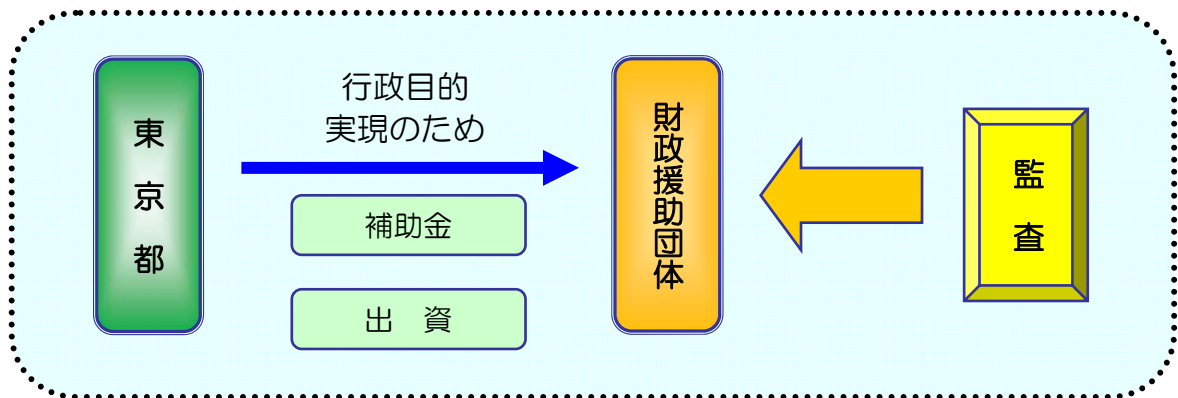
### 3 財政援助団体等監査

都が交付している補助金等が、補助目的に沿って使われているか、出資している団体が、出資目的に沿った運営をしているかなどを監査しました。

平成23年は、補助金等交付団体等、出資団体（都が資本金等の25%以上を出資している団体）及びその所管局について、平成21年度及び平成22年度の事業を対象として監査を行いました。

#### 監査の結果

- ・ 補助金等交付団体 135 団体
  - ・ 出資団体 12 団体
- を監査し
- ▶ 指摘 68 件
  - ▶ 意見・要望 3 件



#### ● 財政援助団体等監査の主な検証内容

区分	検証内容
補助金等 交付団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業等は、目的に沿って適正かつ効果的に執行されているか。</li> <li>・ 補助金等に係る会計経理等は、適正に行われているか。</li> </ul>
出資団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団体は、出資目的に沿って適切に運営されているか。</li> <li>・ 事業は、費用対効果に配慮して適切に行われているか。</li> </ul>
公の施設の 指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公の施設の管理運営は、適正かつ効率的に行われているか。</li> </ul>

## 主な指摘事項

### 実際には運営していない院内保育所の運営費を交付したもの

福祉保健局・地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター  
(指摘金額 2,641万円 <平成21・22年度の合計>)

#### 状況

福祉保健局が地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターに交付した運営費負担金の内訳には、院内保育所の運営に要する経費2,641万円が含まれています。

しかし、法人では、院内保育所開設の計画はあったものの、実際の運営はされていませんでした。

#### 指摘

院内保育所が実際に運営されていない以上、その経費として運営費負担金を交付することはできません。

そこで、過大に交付した運営費負担金2,641万円を法人から返還させるよう局に求めました。

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターは、平成21年4月に設立されました。

法人が行う病院部門の事業経費のうち、病院事業の収入を充てることが適当でない経費については、運営費負担金を交付することとなっています。



東京都健康長寿医療センター（板橋区）

## 補助金が過大に交付されていたもの

福祉保健局・社会福祉法人18団体  
生活文化局・学校法人4団体  
(指摘金額 1,753万円)

### 状況

福祉保健局は保育所や老人ホームを運営する社会福祉法人等に、生活文化局は私立高等学校などを運営する学校法人に、それぞれ補助金を交付しています。

これらの補助金は、事業実績等に基づき、補助金交付要綱に定められた方法により金額を算出します。

監査を行ったところ、社会福祉法人18団体、学校法人4団体において、補助金の申請誤りが見つかりました。

### 指摘

申請の誤りにより、補助金が合計1,753万円過大に交付されていました。

各法人に対し、過大に交付された補助金を返還するよう求めました。

### ● 申請誤りの例

#### 保育所

- 延長保育を行った場合、実績に応じて補助金が加算されますが、対象となる利用児童数を誤って算定していました。
- アレルギーを持つ児童に対応した保育には、対象児童数に応じて補助金が加算されますが、要件を満たしていないものも含めて算定していました。

#### 私立学校

- 私立高等学校が行う生徒募集等の広報活動に対する補助金について、補助対象として認められない経費を含めて申請していました。
- 校舎の耐震補強工事に対する補助金について、施工業者から工事代金の値引きを受けていましたが、値引前の金額で申請していました。